〇 主文

原判決を取り消す。

本件を福岡地方裁判所に差し戻す。

〇 事実

一 控訴人は、「原判決を取り消す。被控訴人は福岡県に対し金二〇万四九一〇円及びこれに対する昭和五五年六月一九日から支払ずみまで年五分の割合による金員を支払え。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は、「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。

二 当事者双方の主張及び証拠の関係は、次のとおり補正・附加するほか、原判決事実摘示と同一であるからこれを引用する。

(一) 1 原判決三枚目裏四行目冒頭から同六行目末尾までを次のように改める。

「(四)同監査委員は、本件勧告等において、婉曲な表現ながら、福岡県東福岡財務事務所(以下「東福岡財務事務所」という。)関税課における昭和五四年一〇月分の時間外勤務手当及び旅費(以下「時間外手当等」という。)の支給が法令等に基づかない違法支出であることを認め、これに対する適切な措置を講ずべきこと、並びに将来の支給が法令等に基づく手続によつてなされるよう措置を講ずべきことを知事に勧告した。

しかるに、知事は、昭和五五年二月分からの時間外手当等については法令等に基づく手続により支給するよう措置を講じたが、法令等に基づく手続によらないで支給された昭和五四年一〇月分の時間外手当等についてはなんらの措置を講じなかつた。」

2 同三枚目裏七行目の「原告は」の次に「福岡県に代位して」を挿入し、同一〇 行目の「の支払を求める」を「を同県に賠償するよう求める」と改める。

3 同九枚目表三行目の「同2」の次に「の(一)ないし(三)」を挿入し、同七行目の末尾を続けて「同2の(四)の事実中、監査委員が本件勧告等により、東福岡財務事務所間税課における昭和五四年一〇月分の時間外手当等の支給が違法支出であることを認め、これに対する適切な措置を講ずべきことを知事に勧告したとの点を除き、その余は認める。監査委員は、昭和五四年一〇月分の時間外手当等の支給については、従前から潜在的な実績を含め、間税課の運用により支給されていることを認めた旨監査の結果を述べたに過ぎない。」を加える。

(三) 控訴人の補足主張 1 控訴人は、昭和五五年四月四日付をもつて、本件監査結果として本件勧告等の 内容について通知を受け、若干の不満はあつたが、ほぼ控訴人の監査請求は受け入 れられたと判断した。若干の不満というのは、控訴人は過去及び将来にわたる是正 を求めていたところ、監査結果は、過去の違法支出については「従来から潜在的な 実績を含め間税課の運用により支給されていることを認めた。」と指摘したにとど まり、違法支出であると明言せず、是正措置も具体的に指示しなかつた点である。 しかしながら、控訴人は、右監査結果に対し、次のような理由から、ただちに住民 訴訟は提起しなかつた。

(1) 監査結果は控訴人の請求をほぼ容認していたこと。

(2) 控訴人は、監査資料として東福岡財務事務所の割増の時間外手当等のカラクリ表をすでに提出していたので、監査委員がこれを見れば、一見して割増支給であることは見抜けたはずであり、ただ、監査委員も同一行政機関に属するものとして、身内である東福岡財務事務所の違法支出をあからさまに指摘することを避け、婉曲な表現にとどめているものと理解したこと。

(3) 現に監査委員は「しかし、今後は法令等に基づく手続により支給するよう 措置を講じられたく云々」と直後に述べているのであるから、過去の支出が法令等 に基づかない違法支出であることを認めたものと控訴人は判断したこと。

に基づかない違法支出であることを認めたものと控訴人は判断したこと。 (4) また、法二四二条三項により監査委員から控訴人に通知された勧告内容は、「監査請求に基づく監査結果について」と題する書面(乙第一七号証)に記載されているとおり、「勧告を別添写しのとおりしたので通知します」とあり、その別添写しに記載されていた勧告内容は、まさしく監査委員が知事に対し婉曲に違法支出を指摘するとともに、将来の是正措置を求める指示をしているものであつたから、控訴人は、前記のような婉曲な違法支出の指摘も当然勧告内容に含まれるものと理解し、右勧告に対して知事は適切な措置を講じてくれるものと期待したこと。

(5) 知事は、県全体を統轄し、これを代表する強力な権限を有し、県全体の事

務を、自らの判断と責任において、誠実に管理執行する義務を負い、県職員が故意または重大な過失により法令に違反して支出負担行為をした場合は、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、賠償を求めなければならない。したがつて、知事は、本件勧告を受けた場合、将来の是正措置のみを講じるにとどまらず、過去の違法支出をも是正すべき義務があり、権限も有している。もし、知事において本件勧告内容のうち、過去の支出行為が監査委員の婉曲な表現のため理解しにくい場合には、再度監査委員に監査を請求するか、独自に調査することもできたはずである。これらの点を考慮して、控訴人は、知事に対し、過去の支出行為の是正を期待したこと。

二号請求訴訟をも拒否することは、徒らに住民訴訟の出訴要件を制限するものであ

つて不当である。 (三) 被控訴人の補足主張

1 控訴人は、監査委員の「婉曲な違法支出の指摘」も本件勧告に含まれるとして、それを受けた知事の自らの判断と責任による「違法支出金の県への返却」の措置に対する不服として提起したものであるい。とは解するが、右「違法支出の指摘」は到底本件勧告に含まれるものとは解し得きまた、監査委員は、執行機関に対し期間を示して必要な措置を講ずべきる指置を受けた執行機関は、当該勧告に示された期間内に必要指置をを担保するが、住民訴訟は監査委員の監査または勧告に対するべきことを担保するものであるが、住民訴訟は監査委員の監査には、そのような措置を表しての住民訴訟と、当該勧告を表するの監査に対する不服としての住民訴訟と、当該勧告を表するの監査に対する不服としての住民訴訟と、当該勧告を表するの監査に対する不服としての住民訴訟と、当該勧告を

3 監査委員の監査結果または勧告に対する不服としての住民訴訟と、当該勧告を受けた執行機関の措置に対する不服としての住民訴訟とは、その手続の段階に対する不服として、各別の出訴期間が法定されている。したがつて、監査委員の監査結果等に対する不服の住民訴訟が提起されることなく、その出訴期間を経過したときは、当該執行機関の実現すべき義務の内容が確定する。そして、当該執行機関が講じた措置が勧告と相容れないとか、または不十分であるときに、勧告どおりの措置内容を実現するため損害賠償等を求める住民訴訟を提起することができるのう措置内容を実現するため損害賠償等を求める住民訴訟を提起することができるのう措置を求めることは、とりもなおさず、置を講じたのにもかかわらず、それ以上の措置を求めることは、とりもなおさず、監査委員の勧告に対する不服にほかならない。

(四) 新たな証拠(省略)

〇 理由

一 控訴人が、昭和五五年二月四日付をもつて、福岡県監査委員に対し、法二四二条に基づく住民監査請求を行い、東福岡財務事務所間税課職員に時間外手当等が違法に支給されていることを指摘して、過去の違法支給分を福岡県に返却するよう要求しあわせて将来の是正措置を強く要請したこと、右請求を受けた同監査委員が、同年四月四日付をもつて、知事に対し、「昭和五五年二月四日付で、福岡市中央区福浜二丁目二番四の四〇三無職長谷川喜博から地方自治法(以下「法」という。)

第二四二条第一項の規定により提出された住民監査請求に基づいて、福岡県東福岡 財務事務所間税課における昭和五四年一〇月分及び同年一一月分の時間外勤務手当 並びに旅費の支給につき、福岡県東福岡財務事務所及び総務部関係各課の監査を実 施した結果、そのいずれの経費についても従来から潜在的な実績を含め間税課の運 用により支給されていることを認めた。

間を徒らしている場合には、にもいる場合には、にない、1000 には、不適には、不適にない、1000 には、1000 には、

請求制度の目的及び性質に照らして相当ではなく、地方自治体の財務会計に関する 違法な状態を指摘するにとどめ、その是正措置の選択を執行機関等に委ねる形式の 勧告もまた法二四二条三項にいわゆる勧告に含まれると解するのが相当である。 以上に鑑み、本件勧告等が、被控訴人の主張するように、知事に対し将来 の是正措置を講ずべきことを勧告したにとどまるものか否かについて検討する。 控訴人が東福岡財務事務所間税課職員に対する時間外手当等の支給につき違法な支 給がなされていることを指摘し、過去の違法支給分の県への返却と将来の是正措置とを要求して、本件監査請求を行つたものであることは前叙のとおりであり、さらに、冒頭掲記の当事者間に争いがない事実に成立に争いがない乙第一七号証をあわ せると、右監査請求を受けた福岡県監査委員は、請求人である控訴人が提出した証 拠資料及び控訴人の陳述に基づき、東福岡財務事務所間税課職員二二名に支給され た昭和五四年一〇月分及び同年一一月分の時間外手当等を対象とし、同財務事務所 及び福岡県総務部関係各課を監査対象機関とし、前記各職員らの出勤簿・休暇等 届・承認簿及び法令等によって定められた諸帳簿並びにこれら以外に間税課で作成 された時間外勤務命令同簿・時間外手当明細表・旅行伺復命及び旅費割当表等諸帳 簿のすべてについて調査し、かつ、各機関の責任者等からの詳細な事情聴取を重 ね、その実態を精査した結果、知事に対し、昭和五五年四月四日、前記のとおりの 本件勧告等を行い、あわせて請求人である控訴人に対して、同日、その通知をした ものであるが、右通知書には、法二四二条三項による勧告を別添写しのとおりした 旨の記載があるところ、別添写しには、前記のとおりの本件勧告等の全文がそのまま記載されていることが認められ、これに反する証拠はない。 右認定の本件監査請求の対象、監査の経緯及び結果、監査結果に基づく本件勧告等の内容並びに控訴人に対する通知の形式などを勘案して本件勧告等の趣意とするところを読みとれば、第一に、東福岡財務事務所間税課における昭和五四年一〇月分及び同年一一月分の時間外手当等の支給については、これが法令等に基づかない手 続によつてなされている事実を指摘するにとどめ、これに関してとるべき措置の選 択を知事に委ね、第二に、今後の時間外手当等の支給については、法令等に基づく 手続によってなされるよう措置を講ずるよう勧告したものと認めるのが相当であって、法二四二条三項の勧告に当るのは右の第二の点のみに限られる旨の主張は採用

しない。 のみならず、前認定のように、本件勧告等が、東福岡財務事務所間税課に (四) おける昭和五四年一〇月分及び同年一一月分の時間外手当等の支給が法令等に基づ かない手続によつてなされたことを認め、監査請求人である控訴人の主張をほぼ全 面的に認めているのであるから、これにより、控訴人が同月分の時間外手当等の支 論に認めているのであるから、これにより、注訳人が同方力の時間がテヨマンス 給についても知事から適切な措置がなされるものと期待したとしても、それはあな がち無理からぬことである。したがつて、知事が、本件措置においてこれに全く触 れなかつたのは、実質上、本件勧告等を下廻るものであり、これを目して勧告どお りないし勧告を上廻るものであるとは到底認め難い。そうだとすれば、仮に本件勧 告等のうち前記第一の点が法二四二条三項の勧告に含まれないとしても、本訴はな もないに見ておた機関第の世界に不明がなる場合の仕屋訴訟(二旦書書表記)と お実質的に見て執行機関等の措置に不服がある場合の住民訴訟(二号請求訴訟)と みるのが相当である。

以上のとおりであるから、本訴は、本件勧告等に基づいて福岡県知事が講じた 措置に不服がある場合として、東福岡財務事務所間税課職員二二名に対し支給された昭和五四年一〇月分の時間外手当等に関し、同県に代位して同県職員であつた被 控訴人に対し損害賠償を請求するものであり、したがつて、法定の出訴期間内に提起されたものというべきであるのみならず、訴えの利益にも欠けるところはないというべきである。したがつてこれらに関する被控訴人の主張はいずれも理由がな

そうすると、法定の出訴期間経過後に提起されたものであることを理由に、 えを不適法として却下した原判決は失当であり、本件控訴は理由があるから、民訴 法三八八条に従い、原判決を取り消し、本件を第一審裁判所である福岡地方裁判所 に差し戻すべきものとし、主文のとおり判決する。 (裁判官 松村利智 金澤英一 早舩嘉一)